

生活

LINE

ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん 予防接種の全額公費負担期間延長

ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防接種の全額公費負担の期間は、平成24年3月31日（土）までの接種を対象としましたが、期間を延長することになりました。

接種期間

平成25年3月31日（日）まで

接種対象

【ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種】

生後2か月～5歳未満

【子宮頸がん予防接種】

平成24年度に中学1年生～高校1年生相当である女子（特例として、平成24年度に高校2年生相当である女子で、平成24年3月31日までに1回でも接種された場合は、4月以降も残りの回数分は無料）

接種場所

市内指定医療機関

接種費用

全額公費負担により自己負担なし

接種時に必要なもの

予診票、母子健康手帳

▼健康課（市役所内）

☎ 23局3515 FAX 23局3810

▼健康課（あつみライフランド内）

☎ 33局0386 FAX 33局0319

脳脊髄液減少症を ご存じですか

脳脊髄液減少症は、転倒やスポーツ外傷など、体への衝撃が原因で、

脳脊髄液が漏れて減少し、頭痛や首の痛み、めまい、倦怠などさまざまな症状が現れる病気です。この病気は、医学的な解明が進められている段階であり、現時点では診断基準や治療方法が確立されていません。

また、



子どもから大人まで起こりうる病気で、本人の治療に向けての意識はもとより、家族や周囲の温かい言葉や理解がとて大切で、※診療が可能な病院は、愛知県ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/>）をご覧ください。

▼健康課

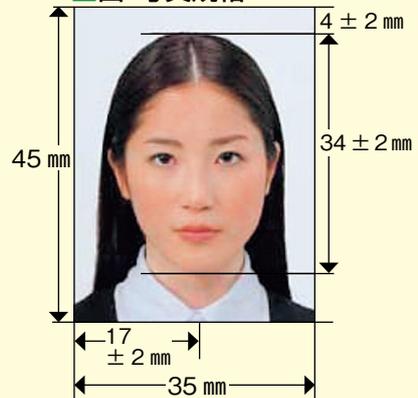
☎ 23局3515 FAX 23局3810

●お詫びと訂正

2月1日号18頁でお知らせした「4月2日開始 旅券（パスポート）の申請・受け取りが市役所で行えます」の記事において、旅券申請に必要な写真の規格に誤りがありました。正しくは下のとおりです。

お詫びして訂正いたします。

■図：写真規格



※写真上部の余白について訂正
正：頭頂部から計測（4 ± 2mm）
誤：髪の毛の最上部から計測

第9回特別弔慰金の 支給について

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日～平成21年3月31日の期間に、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受けられる方が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において年金給付の受給権者がいない場合、次の順番によるご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

◆受給順番

- ① 弔慰金の受給権者
- ② 戦没者などの子
- ③ 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦

没者などと生計関係がなかった方などは除く）

④ 前記③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤ 前記①から④以外の三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係があった方に限る）

◆支給内容

・ 額面24万円、6年償還の記名国債

◆請求期間

・ 4月2日（月）まで

※お早めに請求手続きをしてください。請求方法などの詳細はお問い合わせください。

▼福祉課

☎ 23局3512 FAX 23局3545